

令和3年4月13日

「THE ドラえもん展 KYOTO 2021」に係る
会場実施設計および設営・撤去業務 委託事業者選定
実施要項

THE ドラえもん展 KYOTO 2021 展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、令和3年7月10日（土）から9月5日（日）まで、京都市京セラ美術館において、「THE ドラえもん展 KYOTO 2021」（以下、「ドラえもん展」という。）を開催する。ついては、ドラえもん展に係る会場実施設計および設営・撤去業務を行う事業者について、下記のとおり、プロポーザル方式により募集する。

記

1 募集及び委託業務の概要

(1) 業務の内容

本業務の基本的な内容は、別紙1仕様書に示すとおりとし、受託者が提出した提案書に基づき、実行委員会と協議のうえ、業務を実施する

(2) 委託期間

委託契約日から令和3年9月30日（木）まで

(3) 委託予定料上限額

23,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

(1) 参加要件

次のア又はイに該当するものであること。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、次のすべてを満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(ウ) 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

(エ) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

- (オ) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (カ) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (キ) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (ク) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) その他

- ア 選定結果の通知の日までに、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けていないこと。
- イ 過去5年間に、元請として、美術館において展示作品に国指定文化財を含む展覧会及び現代美術の展覧会の会場設計及び設営・撤去業務を履行した実績が10件以上あること。
- ウ 3箇月以上の直接の雇用関係があり、過去5年間に美術館において展示作品に国指定文化財を含む展覧会及び現代美術の展覧会の会場設計及び設営・撤去業務を履行した実績を有する統括責任者を配置できること。
- エ 今回使用する仮設壁パネル及びネグロス電工ワールドダクター接続金物（同等品）を用いた仮設壁・天井システムの仮設壁組立の施工実績を有すること。

3 質疑受付

令和3年4月21日（水）午後5時までに、質問書（第6号様式）を電子メールにより「8 問合せ及び提出先」へ提出してください。受け付けた質問は、メールにて回答します。

4 参加申込及び提出書類等

(1) 参加申込方法

参加申込書（第1号様式1部）及び提案書類6部（原本1部、写し5部）を、それぞれ（3）提出期限内に、「8 問合せ及び提出先」へ持参又は郵送してください。

(2) 提案書類

下記書類をA4フラットファイルに綴じて提出してください。なお、募集期間を過ぎた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。また、実行委員会が認めた場合を除き、提出された提出書類を変更することはできません。

ア 業務実績調書 第2号様式

過去5年間の博物館法における登録博物館、博物館相当施設の美術博物館において現代美術の展覧会の会場設計及び設営・撤去、作品展示補助業務を履行した実績

について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似していると思われるものから最大5件までを記載すること。

イ 統括責任者調書 第3号様式

3箇月以上直接雇用され、過去5年間において、上記アの業務実績を持つ統括責任者について記載すること（氏名、所属・役職、経歴・職歴、過去5年の業務実績 [最大5件]）。なお、統括責任者は本業務を統括するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更はできない。

ウ 技術提案書 第4号様式

第4号様式を表紙とし、下記内容をA3別添資料（様式不問）で作成すること。提案書の作成に当たっては、別紙2「展覧会概要」、別紙3「作品リスト」、別紙4「出展作家作品展示補助・展示照明実績表（様式）」、別紙5「基本設計平面図」、別紙6「天井伏図」、別紙7「天井コンセント配置図」、別紙8「仮設壁パネル詳細図」、別紙9「照明機材リスト」を参考にすること。

※別紙2～9については、本プロポーザルへの参加申込業者のみに別途、資料提供する。資料提供を希望する場合は、参加申込書を提出後、「8 問合せ及び提出先」まで連絡すること。

① 業務実施方針および業務計画

本業務における会社としての取組方針、製作体制（共同事業体及び下請等を含めた実施体制について記載すること）、概略工程表（制作手順のほか、製作図、検査等に係る期間・時期についても記載すること。）、配慮する事項について記入すること。なお、提案のあった業務計画については、特別な事情がない限り、変更することはできない。

② 本展作家作品の展示補助及び展示照明実績表

別紙4に実績を記載すること。

③ 作家別展開図

別紙5「基本設計平面図」を元に各作家1面ずつ提案すること。

④ 美術館所有の照明機材を使用した照明計画図

別紙6, 7に照明配線ダクト配置、照明器具配灯・配光計画を記載すること

エ 見積書 第5号様式

見積書は下記エ-1, エ-2, エ-3の3種類を作成し、明細は当該項目別に記載すること。また、消費税及び地方消費税について、適用税率は10%で算定すること。

エ-1 仮設工事

- ① 仮設壁組立設置工事
 - ・ 仮設壁パネル 130 枚 [1 枚 100 kg相当] の組立て人件費
 - ・ H3600 壁新規製作費, および組立て人件費
- ② 塗装・仕上げ工事費
 - ・ 壁面色別に見積ること
 - ・ 塗装仕上げと布張り仕上げの二種で見積ること
 - ・ 仮設壁パネルのジョイント部パテ・塗装, パネルの塗装
- ③ 仮設養生費
- ④ 搬入搬出費
- ⑤ 仮設壁撤去工事費
- ⑥ 原状回復工事費
 - ・ 既存壁面の白塗装戻し等
- ⑦ 現場管理費
- ⑧ 諸経費

エ-2 展示工事

- ① 造作工事 ※各作家別に見積もること
 - ・ 床工事費
 - ・ 金物工事費
 - ・ その他
- ② 鴻池朋子《しずかちゃんの洞窟》の取り付け補助費
- ③ 電気映像工事費 ※各作家別に見積もること
 - ・ 電気配線, プロジェクター設置
- ④ 照明調施工事費
 - ・ 照明器具の設置, 調整
 - ・ 照明計画作成
- ⑤ 展開図作成費
- ⑥ 展示撤去費
 - ・ 電気・映像関連撤去工事 ※各作家別に見積もること
 - ・ 造作撤去工事 ※各作家別に見積もること
- ⑦ 産業廃棄物処理費
- ⑧ 運搬費
- ⑨ 現場管理費
- ⑩ 諸経費

エ-3 グラフィック・サイン類の新規制作および掲示（別紙 10 参照）

- ① グラフィック・サインの新規制作および掲示
- ② 支給されたグラフィック・サインの掲示
- ③ 運搬費
- ④ 現場管理費
- ⑤ 諸経費

（3）提出期限

（1）の参加申込書 令和3年4月23日（金）必着

（2）のア～エ 令和3年4月30日（金）必着

※ 持参の場合は各日の午後6時まで

5 審査方法等

提出された提案書類について、「提案内容評価表」（別紙 11）に基づき、書類審査を行い、6割以上の得点を得た者を受託事業者対象候補者（以下「候補者」という。）として選定する。なお、参加業者が1社のみの場合においても、本プロポーザルは成立するものとする。

提出書類に虚偽の内容が発覚する、又は、候補者として選定後に提案内容に重大な変更がある等、契約の相手方として不相当と認められる場合は、審査時にあっては失格、契約締結後にあっては、その契約を解消する場合がある。なお、この場合、失格又は契約の解消により、候補者又は契約の相手方に損害が生じたとしても、実行委員会は一切補償しない。

また、公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じない。

6 審査結果の通知

（1）審査結果

提案書類による審査終了後（5月中）、候補者を選定する。審査結果については、プロポーザル参加者全員に文書により通知するとともに、京都市京セラ美術館ウェブサイト（kyotocity-kyocera.museum）で公開する。なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

（2）発注

実行委員会が選定した候補者へ正式に発注する。

7 契約に関する基本的事項

(1) 提案内容の修正等

- ア 受託候補者の選定後，委託内容等について，受託候補者と協議を行い，委託契約を締結する。
- イ 上記アの協議に伴う仕様の変更に応じ，予算の範囲内において契約金額の変更を行う場合がある。

(2) 受託候補者の選定の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は，選定を取り消し，受託候補者の選定において順位が高かった者の順に候補者として協議・確認を行う。

- ア 応募者が「2参加資格」に掲げる資格を有すると偽った場合又は契約締結までに参加資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 委託内容，契約金額等についての協議が不調の場合

8 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は，応募事業者の負担とする。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は，明らかな誤字脱字等がある場合のみとし，本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (5) 見積書に記載された金額が委託料上限額を超えた場合は失格とする。
- (6) 提出資料に虚偽の記載をしたことが，契約締結後に発覚した場合は，契約を解除し，違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって，本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また，関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (8) 提出書類は，公文書公開請求があった場合，京都市情報公開条例に基づき，公開の対象となる場合がある。

9 問合せ先

京都市文化市民局美術館総務課（担当：小野，山川）

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地

TEL：075-771-4107 FAX：075-761-0444

メール：bijutsukan@city.kyoto.lg.jp

以上